

別府市障害のある人もない人も 安心して安全に暮らせる条例 (通称：『ともに生きる条例』)

が制定されました。

条例制定の背景と趣旨

人々の障がいに対する理解の不足や社会にある様々な障壁により、障がいのある人に対する差別や偏見は依然としてなくなるという状況であるとともに、障がいのある人は生活のしづらさや不安を抱えています。

障がいのある人を取り巻くこれらの状況の改善に別府市全体で取り組み、障がいの有無にかかわらず、お互いに認め合い、思いやり、支え合う社会をつくるために、この条例は制定されました。

条例の目的

この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会を実現しようとするものです。

市、市民、事業者で一丸となって、
この条例がめざす別府市をつくっていきましょう



この条例は平成 26 年 4 月 1 日からスタートします



別府市福祉保健部障害福祉課

TEL:21-1413 FAX:22-1780 E-mail:haw-hw@city.beppu.oita.jp

条例のポイント

障がいのある人への差別や虐待をなくすための取組

① 障がいのある人に対する差別や虐待を禁止します。

この条例でいう「差別」とは、『障がいを理由として不利益な取扱いをすること』、『合理的配慮を怠ること』です。

② 市民や事業者の障がいに対する理解が深まるよう啓発活動などを行います。

③ 合理的配慮を行います。

この条例でいう「合理的配慮」とは、社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人と同じように生活できるようにすることです。

差別や虐待と思われる事案を解決するための仕組み

障がいのある人に対する差別や虐待と思われる事案があったときのため、次のような仕組みを用意しています。

① 相談

障がいのある人本人やその家族などからの相談を受けます。

【相談窓口：障害福祉課 TEL:21-1413 FAX:22-1780 E-mail:haw-hw@city.beppu.oita.jp】

② 助言又はあっせん

障がいのある人本人やその家族などからの申立てがあったときは、事実関係の調査を行った後、差別や虐待と思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行います。

③ 勧告

差別や虐待をした人が助言又はあっせんに従わないときは、助言又はあっせんに従うように勧告します。

親亡き後等の問題を解決するための取組

親亡き後等の問題は、障がいのある人を保護する人にとっては、自らの生前や元気なうちに解決しておかなければならず、非常に大きな課題となっています。

この問題を解決するため、まずは、様々な視点から問題点を洗い出し、この対策を総合的に行う施策を策定します。

この条例でいう「親亡き後等の問題」とは、障がいのある人を保護する親、子ども、配偶者などが死亡その他の事由により障がいのある人を保護できなくなった場合、残された障がいのある人は、その後、どのようにして生活を営んでいくのだろうかということについて、将来不安が抱かれる問題です。